

「自然首都・只見」学術調査専門員の募集について

1 目的

福島県の西端、新潟県との県境に位置する福島県只見町は、多雪環境に特徴づけられる雪食地形とブナ林、針葉樹林、低木林、溪畔林などから構成されるモザイク植生が4-5万haにわたり広大な面積でなおかつ原始的な状態で残る豊かな自然環境を有し、また、それら自然環境や天然資源を拠り所にした伝統的な人々の生活・文化(山菜・キノコの採取、薪材の燃料としての利用、伝統芸能など)が存在します。

しかし一方で、全国の間山地域の例にもれず、近年、過疎高齢化が急速に進み、産業は衰退し、将来的には町の存続が危ぶまれる状態にあります。今後、いかに堅固に地域社会を維持・発展させるかが最大の課題です。そうした中、平成18年、只見町は都市部を追従するような地域振興とは決別し、只見地域の自然環境、歴史、生活、文化、産業など地域独自の価値を基盤とした町づくりを推進することとし、さらに平成19年には、只見地域の豊かな自然環境を保護・保全し、次世代に引き継ぐことを責務とした「自然首都・只見」宣言を行っています。そして、こうした町づくりをさらに強力に推進するため、人と自然との共生を実現するユネスコのMAB(人間と生物圏)計画におけるBiosphere Reserve(国内呼称ユネスコエコパーク)に取り組むこととしています。

2014年6月、只見町はTadami Biosphere Reserve(国内呼称 只見ユネスコエコパーク)として正式に登録が決定しました。この登録には大きく2つの意義があります。1つは、只見地域の豪雪環境が作り出す雪食地形やモザイク植生が広大な面積にわたりほとんど人為の影響を受けていない状態で残されていること、およびそれら自然環境や天然資源を拠り所にしてきた地域住民の伝統的な生活・文化が人と自然との共生を実現するモデルとして国際的に評価されたことです。重要なのは、2つ目で、そうした自然環境や生活・文化を今後継承あるいは発展させ、持続可能な地域社会へ結び付けていくことが強く求められています。

現在、只見町は具体的な施策として①自然環境の保護・保全、②学術調査・人材育成、③地域資源を活用した産業振興、を柱としたユネスコエコパーク関連事業を実施しており、そうした事業に関心があり、実践できる人材を求めています。

2 職種

「自然首都・只見」学術調査専門員(非常勤嘱託員) 1名

3 業務内容

- (1) 自然環境の保護・保全に関すること
- (2) 学術調査・人材育成に関すること
- (3) 地域資源を活用した産業振興に関すること
- (4) 只見ユネスコエコパーク推進協議会、只見ユネスコエコパーク支援委員会に関すること
- (5) 只見町ブナセンター業務

4 希望する人材

- ・大卒程度の学力を有する者。
- ・只見地域の地域資源を活用した地域振興(主には、①自然環境の保護・保全、②学術調査・人材育成、③地域資源を活用した産業振興、に関する)に取り組む意欲のある方。
- ・生態学についての知識があることが望ましい。

5 資格・免許

- ・普通自動車免許1種

6 勤務場所

只見町役場及び只見町ブナセンター

- ・只見町役場

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地

HP <http://www.tadami.gr.jp/index.html>

- ・只見町ブナセンター

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下2590番地

HP <http://www.tadami-buna.jp/>

7 任用形態・期間

只見町非常勤嘱託員

平成28年4月1日～平成29年3月31日

※1年ごとの更新で最大5年まで更新可能

8 勤務時間

- ・1日あたり7時間30分
- ・週5日勤務にて週37時間30分の勤務

9 月額報酬

195,000円(社会保険及び雇用保険に加入)

10 その他

記載以外の事項は、只見町非常勤嘱託員任用管理規則によります

11 応募方法

平成28年2月26日(金)午後5時必着で次の書類を郵送または持参の方法により総合政策課地域振興係(〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039番地、電話0241(82)

5220)へ提出してください

- ・履歴書(任意の書式)

12 試験方法

- ・一次試験 書類選考
- ・二次試験 小論文および面接

※ご不明な点は、総合政策課地域振興係(電話0241(82)5220)までお問い合わせください。